

第百九十八号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中 「同 立川高等学校」 「同 錦町二丁目十三番五号」 を

同	立川高等学校	同	錦町二丁目十三番五号
同	立川緑高等学校	同	錦町六丁目三番一号

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

高等学校教育の振興を図るため、東京都立立川緑高等学校を設置する必要がある。